



発行 新潟県
第 42 号
 令和6年6月4日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 677 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 678 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 679 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 680 農地を利用する権利の設定に関する裁定(地域農政推進課)
- 681 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 682 保安林の指定(治山課)
- 683 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 684 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 685 団体営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 686 道路の区域変更(道路管理課)
- 687 道路の区域変更(道路管理課)
- 688 道路の供用開始(道路管理課)
- 689 指定構造計算適合性判定機関の名称等の変更(建築住宅課)

公 告

総合評価一般競争入札の実施(義務教育課)

病院局公告

一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

正 誤

- 令和6年5月7日付け県報第34号告示第577号中(生活衛生課)
- 令和6年5月7日付け県報第34号告示第578号中(生活衛生課)

告 示

◎新潟県告示第677号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項及び第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

令和6年6月4日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	指定年月日
あゆみ薬局	長岡市三和3丁目18番地3号	育成医療・更生医療	令和6年6月1日
れんげ薬局	新発田市本町1-14-5	育成医療・更生医療	令和6年6月1日

訪問看護ステーション 虹	上越市子安1199番地	更生医療	令和6年6月1日
どんぐり訪問看護ステーション	佐渡市真野新町448番地	更生医療	令和6年6月1日

◎新潟県告示第678号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和6年6月4日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	更新年月日
大手薬局花園店	長岡市花園南1丁目66番地	育成医療・更生医療	令和6年6月1日

◎新潟県告示第679号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年6月4日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	廃止年月日
れんげ薬局 新潟新発田店	新発田市本町1-14-5	育成医療・更生医療	令和6年5月31日
ドラッグトップス五泉薬局	五泉市太田1122-1	育成医療・更生医療	令和6年6月1日

◎新潟県告示第680号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和6年6月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
阿賀野市上江端字上ノ山1177番	田	690
阿賀野市上江端字上ノ山1178番1	田	515
阿賀野市上江端字上ノ山1178番2	田	353
阿賀野市上江端字下上ノ山1095番	田	1,024
阿賀野市上江端字神明野3913番	田	997

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻栽培	令和6年8月	5年	229,445 円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池 田 紀 夫
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第34号（令和6年5月7日発行）で告示したが、令和6年5月21日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方務局新津支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方務局新津支局において、補償金の還付を受けることができる。

7 その他

機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第681号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和6年6月4日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15041	登録年月日	令和5年8月18日				
登録検査機関の名称	株式会社朧成						
代表者氏名	代表取締役 早川 典孝						
主たる事務所の所在地	新潟県阿賀野市かがやき2-16						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
農産物検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受委託先			
	氏名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	佐藤 寛樹	玄米	K1520033				
	佐藤 真那臣	玄米	K1527038				
	大倉 真二	玄米	K152021045				
	布施 眞一	玄米	K152024003				
備考	略称『(株)朧成』 令和6年6月4日 農産物検査員1名の新規登録。						

◎新潟県告示第682号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年6月4日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林の所在場所

新潟県上越市大島区嶺字青沢952の1、952の4から952の6まで、955の1から955の3まで、956の1、964、998、999、1003の2、1004の1、1004の2、1005の1から1005の3まで、1006の1から1006の6まで、1007の1から1007の4まで、1011の1、1038、1040、1043、1046の2、1051、1056の1から1056の6まで、1059の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第683号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営飯地区区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月4日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和6年6月5日から令和6年7月2日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第684号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の関川水系土地改良区の定款の変更を令和6年5月27日認可した。

令和6年6月4日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第685号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和6年6月4日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
長岡市 三島郡北部土地改良区	町軽井揚水機場	土地改良施設突発事故 復旧事業（補助）	令和6年4月22日

◎新潟県告示第686号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年6月4日

新潟県知事 花角 英世

1 道路の種類 県道

2 路線名 広神小出線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市七日市字下原404番1から	新	6.2～13.4メートル	126.3メートル
同市七日市字下原342番3まで	旧	6.2～13.4メートル	126.3メートル

◎新潟県告示第687号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地

・行政課において縦覧に供する。

令和6年6月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 403号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市池尻字下山259番から	新	28.5～97.6メートル	218.5メートル
同市池尻字下山274番6まで	旧	28.5～97.6メートル	219.4メートル

◎新潟県告示第688号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地

・行政課において縦覧に供する。

令和6年6月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 路線名 一般国道 403号

2 供用開始の区間

十日町市池尻字下山259番から同市池尻字下山274番6まで

3 供用開始の期日 令和6年6月4日

◎新潟県告示第689号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 名称

一般財団法人ベターリビング

2 変更した内容

変更事項	変更前	変更後
構造計算適合性判定の業務	本部 東京都千代田区富士見二丁目7番2号 名古屋事務所	本部 東京都千代田区富士見二丁目7番2号 名古屋事務所

を行う事務所の所在地	愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号	愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号 大阪事務所 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番8号
------------	--------------------	---

- 3 変更する年月日
令和6年7月1日

公 告

総合評価一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地上自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の10の2第1項の規定により、新潟県小中学校等統合型校務支援システム構築業務委託について、次のとおり総合評価一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和6年6月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称
新潟県小中学校等統合型校務支援システム構築業務
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所
新潟県教育庁義務教育課の指定する場所

2 入札説明書を交付する期間及び方法並びに本件入札に関する質問等

- (1) 入札説明書の交付期間及び交付方法
令和6年6月4日（火）から同年6月17日（月）まで、新潟県ホームページからダウンロードすることをもって、交付とする。
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gimukyoiku/koumudx.html>
- (2) 本件入札に関する質問書の提出
入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行日時
令和6年7月19日（金）午前10時
- (2) 入札執行場所
新潟県庁行政庁舎16階入札室（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、個人若しくは法人又は共同企業体であって、それぞれ次に掲げる要件を全て満たしている者でなければならない。

(1) 個人又は法人

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- イ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (7) 令和6年6月4日以降に民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者
 - (イ) 令和6年6月4日以降に会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者
 - (ウ) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による生産の開始又は破産法（平成16年法律第75条）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者
- ウ 新潟県に事務所又は事務所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（令和6年6月4日以降に

発行された納税証明書であって、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。

- エ 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- オ 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- カ 本件入札案件に関して、(2)に定める共同企業体の構成員となっていない者であること。
- キ 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ク 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してISO/IEC 270001（JIS Q 27001）の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。

(2) 共同企業体

ア (1)アからウまで及びキ、クに掲げる要件の全てを満たす個人又は法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）で次に掲げる事項を定めた協定書を締結していること。

なお、本件業務委託契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ新潟県と協議すること。

(ア) 共同企業体の目的

(イ) 共同企業体の名称

(ロ) 構成員の名称及び所在地

(ハ) 代表構成員の名称及び権限

(ニ) 構成員の出資割合

(ホ) 各構成員の責任

(ヘ) 利益金及び欠損金の配当並びに負担の割合

(ヘ) 取引金融機関の名称

(コ) 業務期間中における構成員の脱退に関する措置

(セ) 業務期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続又は解散に対する措置

(ソ) 共同企業体解散後の契約不適合責任

イ 構成員の数が4者以内であること。

ウ 共同企業体の代表構成員が、(1)エに掲げる要件を満たすこと。

エ 共同企業体の出資比率が最大のものが代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

オ 全ての構成員が、本件入札に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

カ 5に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けていること。

5 入札に係る参加資格の確認

入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期限

令和6年6月17日（月）午後3時まで

イ 提出先

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県教育庁義務教育課教育情報化推進担当

電話 025-280-5706

ウ 提出方法

本人（法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。）若しくは代理人の持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送を利用した場合、イに定める提出先に競争入札参加資格確認申請書等を提出した旨を電話で連絡する。

なお、郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒に「参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。）

をもって、アの提出期間内に到着するよう郵送すること。

エ 提出書類及び部数

入札説明書による。

- (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和6年6月21日(金)までに競争入札参加資格確認通知書をもって通知する。ただし、参加資格を満たすことの通知を行った場合であっても、当該通知後において、4に定める参加資格を満たさないことが明らかになったときは、これを取り消す。

6 企画提案書等の提出

5(2)において、本件入札の参加資格を満たすことの通知を受け本件入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、入札説明書に定めるところにより企画提案書を作成し、提出すること。

(1) 提出期間

令和6年6月24日(月)から同年7月4日(木)(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、7月4日(木)は午前8時30分から午後3時までとする。

(2) 提出先

5(1)イに同じ。

(3) 提出方法

本人(法人にあつては代表権限を有する者)若しくは代理人の持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送を利用した場合、5(1)イに定める提出先に企画提案書等を提出した旨を電話で連絡する。

なお、郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒に「企画提案書在中」と朱書きをしたものに限る。)をもって、(1)の提出期間内に到着するよう郵送すること。

(4) 提出書類及び部数

入札説明書による。

7 企画提案書の内容説明及び質疑応答

入札参加者は、落札者決定基準に基づく技術審査のため、新潟県小中学校等統合型校務支援システム構築業務委託事業者総合評価委員会(以下、「委員会」という。)に対し、企画提案書について次のとおり内容説明(プレゼンテーション及びデモンストレーション)及び質疑応答を行うものとする。

ただし、委員会が、本件に参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第一次審査を行い、あらかじめ説明を求める者を選定した上で内容説明及び質疑応答を行う。この場合において参加を表明した全ての者に第一次審査の結果を書面で通知する。

(1) 期日

令和6年7月17日(水)午前10時から午後4時までの間で別途通知する時刻

(2) 場所

別途通知する。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

入札参加者は、次のア又はイのいずれかの方法により入札を行うものとする。

ア 本人又は代理人が3に定める入札執行の日時及び場所に入札書(封筒に入れ密封の上、本件の名称及び入札者の商号又は名称を記入したものに限り。)を持参し、提出すること。

ただし、代理人が持参し、提出する場合は、5(1)アに定める時刻までに、委任状を提出し、代理権が確認された者でなければならない。

イ 本人が作成した入札書を封入の上、5(1)イに定める提出先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)の入札執行日時を記載したものに限り。)をもって、入札執行日前日の令和6年7月18日(木)午後5時までに到着するよう郵送すること。ただし、郵送を利用した場合、5(1)イに定める提出先に質問した旨を電話で連絡する。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額として記載すること。

9 開札の方法

- (1) 開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- (2) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行うものとする。ただし、無効入札を行った者は、再入札に加わるできない。
- (3) 再入札は1回を限度とする。ただし、8(1)イに定める方法によって入札書を提出した者は再入札に参加することができない。

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限範囲内の価格をもって申込みをした入札参加者のうち、別添3「落札者決定基準」に基づき、委員会にて落札者を決定する。
- (2) 審査内容については公表しない。
- (3) 審査結果について、入札参加者それぞれに文書で通知する。
- (4) 入札参加者は、審査結果について異議の申立てをすることができない。ただし、上記10(3)の通知を受けた者のうち、落札者とならなかった者については、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により当該理由について説明を求めることができる。

11 くじを引く者

予定価格の制限範囲内の価格をもって申込みをした入札参加者のうち総合評価点が最高の者が2者以上あるときは、当該2者以上のうち技術点の最も高い者を落札者とし、総合得点が最高で、かつ技術点が最高の者が2者以上あるときは、本人又は代理人がくじを引く。ただし、8(1)イに定める方法によって入札書を提出した者については、新潟県教育庁義務教育課職員が代わってくじを引く。

12 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 4に定める入札に参加する者に必要な資格のない者及び5に定める競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札
- (2) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (3) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（税抜）に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。（2）において同じ。）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。（2）において同じ。）を納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出したときは免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は免除する。

14 その他留意事項

(1) 提出書類の取扱い

- ア 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された書類は、本件入札の落札者決定のための審査に使用する場合を除き、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された書類の審査を行う際、必要な範囲において提出者に通知することなく複製することがある。
- エ 提出された書類は、返還しない。

(2) その他

- ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ 契約の履行に当たり、暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。
- ウ 本件調達手続きにおいて、参加資格の確認その他の手續に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の

処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止又は解除を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

エ 詳細は、入札説明書による。

オ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

15 Summary

(1) Project Description:

Construction of integrated support system of school business

(2) Time and Place of Bidding:

10:00a.m. 19 July, 2024

Niigata Prefectural Government, Bidding room

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Compulsory Education Division

Niigata Prefectural Board of Education

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken

950-8570, Japan

TEL: 025-280-5706

E-mail: ngt500040@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、血管造影・血管内治療システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和6年6月4日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

血管造影・血管内治療システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和7年3月31日

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課
電話番号 0254-22-3121 内線2516
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
令和6年7月10日（水）午後5時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
令和6年7月16日（火）午前10時00分
新潟県立新発田病院 5階大会議室
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）
イ 詳細は入札説明書による。
- 6 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Angiography Endovascular Intervention System [1]set
- (2) Deadline for bid submission:
5 : 00 P.M. July 10, 2024
- (3) Date of bid opening:
10 : 00 A.M. July 16, 2024
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:
Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata hospital
*address: 1 - 2 - 8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata
〒957-8588

JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext. 2516

正 誤

令和6年5月7日付け新潟県告示第577号（管理理容師資格認定講習会の指定）中

ページ	行	誤	正
2	40	新潟県長岡市坂之上町2-1-1	新潟県長岡市表町3-1-8 リナシエビル3

令和6年5月7日付け新潟県告示第578号（管理美容師資格認定講習会の指定）中

ページ	行	誤	正
3	24	新潟県長岡市坂之上町2-1-1	新潟県長岡市表町3-1-8 リナシエビル3